

# 資料編

1. 緑地の分類・定義
2. 緑に関する制度
3. 都市公園の種別
4. 八潮市公園一覧
5. 八潮市緑の基本計画策定経過
6. 用語の解説

# 1. 緑地の分類・定義

「緑地」は公共施設等として管理される「施設緑地」と、土地利用コントロールで確保される「地域制緑地等」に分類されます。

緑地	施設緑地	都市公園	●都市公園法で規定するもの	
		都市公園以外	公共施設緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>●都市公園を除く公共空地（その他公園） <ul style="list-style-type: none"> <li>・国民公園</li> <li>●自転車歩行者専用道路</li> <li>●歩行者専用道路 <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治法設置又は市町村条例設置の公園</li> </ul> </li> <li>●公共団体が設置している市民農園 <ul style="list-style-type: none"> <li>・公開している教育施設(国公立)</li> <li>・河川緑地</li> <li>・港湾緑地</li> <li>・農業公園</li> <li>・児童遊園</li> <li>・公共団体が設置している運動場やグラウンド</li> </ul> </li> <li>・こどもの国</li> </ul> </li> </ul>
			公共公益施設における植栽地等	<ul style="list-style-type: none"> <li>●学校の植栽地</li> <li>●下水処理場等の付属緑地</li> <li>●道路環境施設帯及び植栽帯(街路樹)</li> <li>●その他の公共公益施設における植栽地</li> </ul>
		民間施設緑地	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民緑地</li> <li>・公開空地</li> <li>・民間団体等が設置している市民農園</li> <li>・一時開放広場</li> <li>・公開している教育施設(私立)</li> <li>・市町村と協定等を結び開放している企業グラウンド</li> <li>●寺社境内地 <ul style="list-style-type: none"> <li>・民間の屋上緑化空間等</li> <li>・民間の動植物園</li> </ul> </li> </ul>	
地域制緑地等	法による地域	<ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地保全地域（都市緑地法）</li> <li>・特別緑地保全地区（都市緑地法）</li> <li>・風致地区（都市計画法）</li> <li>●生産緑地地区（生産緑地法） <ul style="list-style-type: none"> <li>・近郊緑地保全区域（近畿圏整備法）</li> <li>・近郊緑地特別保全地区（近畿圏整備法）</li> <li>・歴史的風土保存区域（古都保存法）</li> <li>・歴史的風土特別保存地区（古都保存法）</li> <li>・景観地区で緑地に係る事項を定めているもの（景観法）</li> </ul> </li> <li>・自然公園（自然公園法）</li> <li>・自然環境保全地域（自然環境保全法）</li> <li>・農業振興地域・農用地区域（農業振興地域整備法）</li> <li>●河川区域（河川法） <ul style="list-style-type: none"> <li>・保安林区域（森林法）</li> <li>・地域森林計画対象民有林（森林法）</li> <li>・保存樹・保存樹林（樹木保存法）</li> <li>・景観重要樹木（景観法）</li> <li>・史跡・名勝・天然記念物等の文化財で緑地として扱えるもの（文化財保護法）</li> </ul> </li> </ul>		
		協定	<ul style="list-style-type: none"> <li>●緑地協定（都市緑地法） <ul style="list-style-type: none"> <li>・景観協定で緑地に係る事項を定めているもの（景観法）</li> </ul> </li> </ul>	
		条例等によるもの	<ul style="list-style-type: none"> <li>●条例・要綱・契約、協定等による緑地の保全地区や緑化の協定地区</li> <li>●樹林地の保存契約（保存樹木、保存樹林、保存生垣）</li> <li>・協定による工場植栽地</li> </ul>	

ゴシック体表記：八潮市において該当するもの又は把握しているもの。

## 2. 緑に関する制度

名称	根拠法令/定義	備考
緑地協定	<p>「都市緑地法」</p> <p>第 45 条 都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地又は道路、河川等に隣接する相当の区間にわたる土地の所有者及び建築物その他の工作物の所有を目的とする地上権又は賃借権を有する者は、地域の良好な環境を確保するため、その全員の合意により、当該土地の区域における緑地の保全又は緑化に関する協定を締結することができる。 （『全員協定』とも言う。）</p> <p>第 54 条 都市計画区域又は準都市計画区域内における相当規模の一団の土地で、一の所有者以外に土地所有者等が存しないものの所有者は、地域の良好な環境の確保のため必要があると認めるときは、市町村長の認可を受けて、当該土地の区域を緑地協定区域とする緑地協定を定めることができる。 （『一人協定』とも言う。）</p>	<p>○協定の締結者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・土地の所有者（民間ディベロッパー等を含む）</li> <li>・土地の借地権者（地上権又は借地権を有する者）</li> <li>・土地区画整理事業の仮換地の使用収益権者</li> </ul> <p>○協定の内容</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・緑地協定の目的となる土地の区域</li> <li>・次に掲げる緑化に関する事項のうち必要なもの             <ul style="list-style-type: none"> <li>①保全又は植栽する樹木等の種類</li> <li>②保全又は植栽する樹木等の場所</li> <li>③保全又は設置するかき又はさくの構造</li> </ul> </li> <li>・その他緑地の保全又は緑化に関する事項</li> <li>・緑地協定の有効期間（5 年以上 30 年未満）</li> <li>・緑地協定に違反した場合の措置</li> </ul>
生産緑地地区	<p>「生産緑地法」</p> <p>第 1 条 この法律は、生産緑地地区に関する都市計画に関し必要な事項を定めることにより、農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成に資することを目的とする。</p>	<p>○該当区域</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・良好な生活環境の確保に相当の効果があり、公共施設等の敷地に供する用地として適しているもの</li> <li>・500m<sup>2</sup>以上の面積</li> <li>・農林業の継続が可能な条件を備えているもの</li> </ul> <p>○制限行為</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・建築物その他の工作物の新築、改築または増築</li> <li>・宅地の造成、土石の採取その他の土地の形質の変更</li> <li>・水面の埋立てまたは干拓 （生産緑地法）</li> </ul>

名称	根拠法令/定義	備考
八潮市緑の基金	<p>「八潮市緑の基金条例」 第1条 緑化の推進及び緑の保全に要する経費の財源に充てるため、八潮市緑の基金を設置する。</p> <p>「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」 第56条 市長は、緑化の推進及び緑の保全を図るため、開発事業者に対し、八潮市緑の基金への協力を要請することができる。</p>	「緑と花いっぱい運動」の支援のための助成金などに活用。
緑と花いっぱい運動	<p>「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」 第53条 市長は、緑と花のあるまちづくりを進めるため、市民等と協働して緑と花いっぱい運動を推進するものとする。</p>	<p>○助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一団体当たり一年度につき3万円以内（八潮市緑と花いっぱい運動支援助成金交付要綱）</li> </ul>
ガーデンコミュニティ制度	<p>「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」 第57条 市長は、農地を生かした緑豊かなまちづくりを推進するため、農地の所有者及び市民等の協力を得て、農地の耕作、管理等を農地の所有者及び市民等の参加と協働により行う制度の普及と啓発を図るものとする。</p>	<p>○助成金（3年間）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>500㎡～1,000㎡未満：年間5万円</li> <li>1,000㎡以上：年間10万円</li> </ul>
保存樹木等奨励金制度	<p>「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」 第61条 市長は、緑豊かなまちづくりを推進するため、保存樹木、樹林及び生垣を、当該保存樹木等の所有者と協議の上、指定することができる。</p>	<p>○保存樹木</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1本目 2,000円以内</li> <li>2本目以後1本につき 500円以内</li> <li>限度額 10,000円</li> </ul> <p>○保存樹林</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1㎡当たり 30円</li> </ul> <p>○保存生垣</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1m当たり 200円</li> <li>限度額 20,000円</li> </ul> <p>（八潮市保存樹木等奨励金交付要綱）</p>
生垣設置奨励金制度	<p>「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」 第107条 市長は、環境と緑のまちづくりの推進を図るため、次に掲げる事項について、予算の範囲内で助成その他必要な支援を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>緑化の推進に関すること</li> <li>その他環境と緑のまちづくりの推進を図るため、市長が特に必要と認めるもの</li> </ul>	<p>○助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>生垣1m当たり2,000円</li> </ul>
八潮市ふれあい農園	<p>○概要 市民に「農」を知っていただくとともに、農地を有効に使うことを目的に開設した農園。</p> <p>○「ふれあい農園」の定義</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農地法第2条（耕作の目的に供される土地）に規定する農地であること。</li> <li>付帯施設（農機具置場、便所、水道及び外柵その他市長が必要と認めた施設）を設けていること。</li> </ul>	<p>○設置基準</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農園画当たりの面積が、10a（1,000㎡）以上</li> <li>1区画当たりの面積が、15㎡以上</li> <li>設置期間が5年以上</li> </ul> <p>○補助対象</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農機具置場</li> <li>便所</li> <li>水道</li> <li>外柵</li> <li>その他、市長が必要と認めた施設</li> </ul> <p>○補助金額</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>農地所有者には、事業費の2分の1以内で、75万円を限度に補助します。</li> </ul>

名称	根拠法令/定義	備考																
借地公園	<ul style="list-style-type: none"> <li>土地所有者との賃借契約により土地物件に関する権原を借り受けて都市公園を開設する制度。</li> </ul>	<p>○借地にする条件 (以下すべてを満たすこと)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>概ね、面積 1,000 m<sup>2</sup>以上の土地であること</li> <li>他公園との誘致距離を満足するものであること</li> <li>更地であること</li> <li>原則として、公道に接していること</li> <li>10 年以上借地可能であること</li> <li>隣地との境界が明確であること</li> <li>町会長の同意が得られ、かつ、町会において維持管理ができるものであること</li> <li>抵当権等の権利が設定されていないこと</li> </ul> <p>【参考】 相続税 4 割評価減 (契約期間 20 年以上などの条件を満たす場合)</p>																
市民参加による公園等の維持管理制度	<p>「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」第 107 条 市長は、次に掲げるまちづくりの計画及び活動について、専門家の派遣その他のまちづくりに関する支援を行うことができる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>市民等が自主的かつ自発的に進めるまちづくりの計画及び活動（身近な公共施設の管理及び市長が別に定める運営の計画に基づくまちづくりの活動）</li> </ul>	<p>○委託費</p> <table> <tr> <td>～200 m<sup>2</sup></td> <td>： 12,500 円</td> </tr> <tr> <td>201～ 500 m<sup>2</sup></td> <td>： 25,000 円</td> </tr> <tr> <td>501～1,000 m<sup>2</sup></td> <td>： 37,500 円</td> </tr> <tr> <td>1,001～1,500 m<sup>2</sup></td> <td>： 50,000 円</td> </tr> <tr> <td>1,501～2,000 m<sup>2</sup></td> <td>： 62,500 円</td> </tr> <tr> <td>2,001～2,500 m<sup>2</sup></td> <td>： 75,000 円</td> </tr> <tr> <td>2,501～3,000 m<sup>2</sup></td> <td>： 87,500 円</td> </tr> <tr> <td>3,001 m<sup>2</sup>～</td> <td>： 100,000 円</td> </tr> </table>	～200 m <sup>2</sup>	： 12,500 円	201～ 500 m <sup>2</sup>	： 25,000 円	501～1,000 m <sup>2</sup>	： 37,500 円	1,001～1,500 m <sup>2</sup>	： 50,000 円	1,501～2,000 m <sup>2</sup>	： 62,500 円	2,001～2,500 m <sup>2</sup>	： 75,000 円	2,501～3,000 m <sup>2</sup>	： 87,500 円	3,001 m <sup>2</sup> ～	： 100,000 円
～200 m <sup>2</sup>	： 12,500 円																	
201～ 500 m <sup>2</sup>	： 25,000 円																	
501～1,000 m <sup>2</sup>	： 37,500 円																	
1,001～1,500 m <sup>2</sup>	： 50,000 円																	
1,501～2,000 m <sup>2</sup>	： 62,500 円																	
2,001～2,500 m <sup>2</sup>	： 75,000 円																	
2,501～3,000 m <sup>2</sup>	： 87,500 円																	
3,001 m <sup>2</sup> ～	： 100,000 円																	
自主まちづくり活動等支援助成金制度	<p>「八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例」第 107 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、第 9 条第 4 号の自主まちづくり活動に要する費用の助成について、必要な事項を定めるものとする。</p>	<p>○地域まちづくり活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>地域まちづくり計画作成に係る費用：500,000 円</li> <li>地域まちづくり諸活動費：50,000 円</li> </ul> <p>○ご近所まちづくり活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>花、苗木等の植栽 4 シーズン×2,500 円</li> <li>門、堀等の改造：100,000 円（改造費に要した費用の 1/2）</li> </ul> <p>○テーマ型まちづくり活動</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>テーマ型まちづくり計画作成に係る費用：1 事業につき 500,000 円</li> <li>テーマ型まちづくり諸活動費（1 年目）：50,000 円</li> <li>テーマ型まちづくり諸活動費（2 年目以降）：100,000 円</li> </ul>																

### 3. 都市公園の種別

種類	種別	内容	
基幹公園	住区基幹公園	街区公園	もっぱら街区内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように、敷地面積 0.25ha を標準として配置する。
		近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように、敷地面積 2ha を標準として配置する。
		地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏域に居住する者が容易に利用することができるように、敷地面積 4ha を標準として配置する。
	都市基幹公園	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じて 1 箇所当たり面積 10~50ha を標準として配置する。
		運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ 1 箇所当たり面積 15~75ha を標準として配置する。
特殊公園	風致公園	主として風致を享受することを目的とする公園で樹林地、水辺地等の自然条件に応じ適切に配置する。	
	動植物公園	動物園、植物園等特殊な利用に供される公園で都市規模に応じて配置する。	
	歴史公園	史跡、名勝、天然記念物等の文化財を広く一般に供することを目的とする公園で文化財の立地に応じ適宜配置する。	
	墓園	その面積の 2/3 以上を園地等とする景観の良好なかつ屋外レクリエーションの場として利用に供される墓地を含んだ公園で、都市の実情に応じ配置する。	
	その他	児童の交通知識及び交通徳を体得させることを目的とする交通公園、その他当該都市の特殊性に基づいて適宜配置する。	
大規模公園	広域公園	主として1つの市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに 1 箇所当たり面積 50ha 以上を標準として配置する。	
	レクリエーション都市	大都市その他の都市圏域から発生する多様かつ選択性に富んだ広域レクリエーション需要を充足することを目的とし、総合的な都市計画に基づき、自然環境の良好な地域を主体に、大規模な公園を核として各種のレクリエーション施設が配置される一団の地域であり、大都市圏その他の都市圏域から容易に到達可能な場所に、全体規模 1,000ha を標準として配置する。	
緩衝緑地		大気汚染、騒音、振動、悪臭等の公害防止、緩和若しくはコンビナート地帯等の災害の防止を図ることを目的とする緑地で、公害、災害発生源地域と住居地域、商業地域等とを分離遮断することが必要な位置について公害、災害の状況に応じ配置する。	
都市林		市街地及びその周辺部においてまとまった面積を有する樹林地等において、その自然的環境の保護、保全、自然的環境の復元を図るよう十分配慮し、必要に応じて自然観察、散策等の利用のための施設を配置する。	
広場公園		市街地の中心部の商業・業務系の土地利用がなされている地域における施設の利用者の休憩のための休養施設、都市景観の向上に資する修景施設等を主体に配置する。	
都市緑地		主として都市の自然的環境の保全並びに改善、都市景観の向上を図るために設けられる緑地であり、1 箇所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し、既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。	
緑道		災害時における避難路の確保、都市生活の安全性及び快適性の確保等を図ることを目的として、近隣住区又は近隣住区相互を連絡するように設けられる植樹帯及び歩行者路又は自転車路を主体とする緑地で幅員 10~20m を標準として、公園、学校、ショッピングセンター、駅前広場等を相互に結ぶよう配置する。	
国営公園		1 つの都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1 箇所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置する。国家的な記念事業等として設置するものにおいては、その設置目的にふさわしい内容を有するよう配置する。	

## 4. 八潮市公園一覧

### 近隣公園

平成 27 年 5 月 1 日現在

No.	名 称	場 所	面 積(㎡)
1	八潮北公園	新町 30	19,382.19
2	八潮南公園	大瀬 1847-8	16,796.76
3	八潮中央公園	中央一丁目 9	11,078.81
4	大原公園	八潮三丁目 27	19,798.13
5	八条親水公園	八条 1620-3	22,341.10
6	松之木公園	緑町三丁目 19-1	8,727.40
7	やしお駅前公園	大瀬六丁目 3-1	14,140.80

### 児童公園

No.	名 称	場 所	面 積(㎡)
8	諏訪児童公園	中央三丁目 27	2,505.86
9	中馬場児童公園	中央二丁目 14	1,918.83
10	天神児童公園	中央四丁目 14-5	1,887.15
11	上馬場児童公園	中央三丁目 5	2,117.57
12	西袋児童公園	八潮八丁目 11	2,806.77
13	大原児童公園	八潮七丁目 14	2,426.29
14	中馬場児童交通公園	八潮三丁目 5	2,189.88
15	若柳児童公園	八潮一丁目 8	2,500.78
16	木曽根児童公園	八潮四丁目 3	2,299.38
17	真菰田児童公園	八潮五丁目 15	1,301.42
18	苗間児童公園	八潮六丁目 20	2,309.72
19	後谷東児童公園	緑町五丁目 37	2,597.69
20	中井堀児童公園	緑町一丁目 10-1	1,784.55
21	小作田東児童公園	緑町一丁目 42	3,012.81
22	小作田児童公園	緑町二丁目 14-1	4,321.17
23	上二児童公園	二丁目 168	2,438.37
24	上二東児童公園	二丁目 260	1,700.02
25	伊草西児童公園	小作田 908	2,600.00
26	上小児童公園	緑町四丁目 16-8	2,615.28
27	鶴ヶ曾根東児童公園	鶴ヶ曾根 1753	2,099.97
28	大曾根西中央公園	大曾根 1228-1	2,383.22
29	伊勢野ふれあい広場	伊勢野 43-1	1,258.40
30	伊勢野わかば公園	伊勢野 272-1	986.47
31	南川崎いこいの広場	南川崎 288-3	226.37
32	大瀬もみの木児童公園	大瀬 1664-1	1,452.53
33	大曾根自由広場	大曾根 1557-1,1558-1	942.02
34	高木白鳥公園	八条 1292-1 他 5 筆	2,381.98
35	下木曾根公園	木曾根 1591-2 他 1 筆	665.04
36	中馬場東児童公園	中馬場 53-3	1,569.61
37	伊草ふれあい公園	伊草 136-2	2,900.00
38	大瀬北公園	大瀬三丁目-8	3,470.17
39	伊勢野やすらぎ公園	大瀬四丁目-9	1,970.06
40	大瀬中央公園	大瀬四丁目-30	3,071.83

### 幼児公園

No.	名 称	場 所	面 積(㎡)
41	幸之宮幼児公園	八条 2500-9	201.05
42	幸之宮第二幼児公園	八条 2306-16	97.62
43	幸之宮第三幼児公園	八条 2753-25	107.60
44	南川崎第二幼児公園	南川崎 166-106	169.87
45	南川崎第三幼児公園	南川崎 790-33	146.52
46	南後谷第一幼児公園	南後谷 440-10	64.22
47	南後谷第二幼児公園	南後谷 159-18	142.18
48	南後谷第三幼児公園	南後谷 725-4	118.68
49	小作田幼児公園	緑町二丁目 8-3	197.56
50	夢像幼児公園	新町 208	640.10
51	鶴ヶ曾根幼児公園	鶴ヶ曾根 1389-36	235.14
52	鶴ヶ曾根第二幼児公園	鶴ヶ曾根 1433-6	60.32
53	大曾根第一幼児公園	大曾根 772、763-11	382.02
54	大曾根第二幼児公園	大曾根 1097-2	125.74
55	大曾根第三幼児公園	大曾根 2067-6	92.30
56	大曾根第四幼児公園	大曾根 252-9	75.37
57	大曾根第五幼児公園	大曾根 1561-4	99.54
58	大曾根第六幼児公園	大曾根 50-12	170.22
59	大曾根八幡神社幼児公園	大曾根 60-2	407.32
60	伊勢野幼児公園	伊勢野 252-4、253-9	155.07
61	浮塚第一幼児公園	浮塚 626-10	122.08
62	西袋幼児公園	西袋 1305-8	240.53
63	柳之宮幼児公園	柳之宮 168-5	71.70
64	東古新田幼児公園	古新田 1071-18	156.99
65	南後谷まちかど公園	南後谷 857-18	233.44

66	南後谷第二まちかど公園	南後谷 345-12	119.28
67	南後谷第三まちかど公園	南後谷 767-13	103.32
68	松之木まちかど公園	緑町五丁目 22-6	55.50
69	鶴ヶ曽根まちかど公園	鶴ヶ曽根 1405-9	145.05
70	木曽根まちかど公園	木曽根 1525-10、1526-9	100.00
71	大曽根まちかど公園	大曽根 914-6	65.85
72	キッツアイランド公園	古新田 797-1 の一部	520.70
73	上木曽根まちかど公園	木曽根 881-29	106.45
74	八条まちかど公園	八条 1604-18	94.00
75	大曽根第二まちかど公園	大曽根 28-40	114.00

#### 児童遊園

No.	名 称	場 所	面積(m <sup>2</sup> )
76	二和耕児童遊園(借地)	八条 3642-1、3643-1	220.70
77	幸之宮児童遊園(借地)	八条 2676-1、2677-1 外	1,268.00
78	南後谷第二児童遊園(借地)	南後谷 716	231.00
79	南後谷第三児童遊園(借地)	南後谷 799-2	170.00
80	西袋児童遊園(借地)	西袋 591、592	1,397.00
81	西袋陣屋公園(借地)	西袋 625-1 の一部	4,747.29
82	大曽根南児童遊園(借地)	大曽根 1394-1、1395-1 外	1,566.00
83	浮塚砂取幼児公園(借地)	浮塚 725-2 他	243.20
84	中川路下児童遊園(借地)	木曽根 894 外	3,195.80

#### 神社遊園

No.	名 称	場 所	面積(m <sup>2</sup> )
85	久伊豆神社児童遊園	鶴ヶ曽根 1941	267.00
86	南後谷八幡神社児童遊園	南後谷 428	197.00
87	伊勢野天満宮児童遊園	伊勢野 669	159.00
88	照富久稻荷神社児童遊園	八潮 1-22-8	63.00
89	古新田稲荷神社児童遊園	古新田 1051	259.00
90	八条大経寺児童遊園	八条 3877	100.00

#### 運動公園・広場

No.	名 称	場 所	面積(m <sup>2</sup> )
91	大瀬運動公園(駐車場は含まず)	駐車场面積=3,356 m <sup>2</sup> 大瀬 1304 他	37,147.00
92	八条幸之宮運動広場	八条 2338-1 他	9,519.22
93	下河原運動広場(借地)	鶴ヶ曽根字下河原地内	14,186.79

#### 緑の広場

No.	名 称	場 所	面積(m <sup>2</sup> )
94	南後谷緑の広場	南後谷 678-1	2,483.15
95	大曽根緑の広場	大曽根 1312-1	1,965.00
96	南川崎地区広場	木曽根 1563、1564-1	2,144.00

#### 遊歩道等

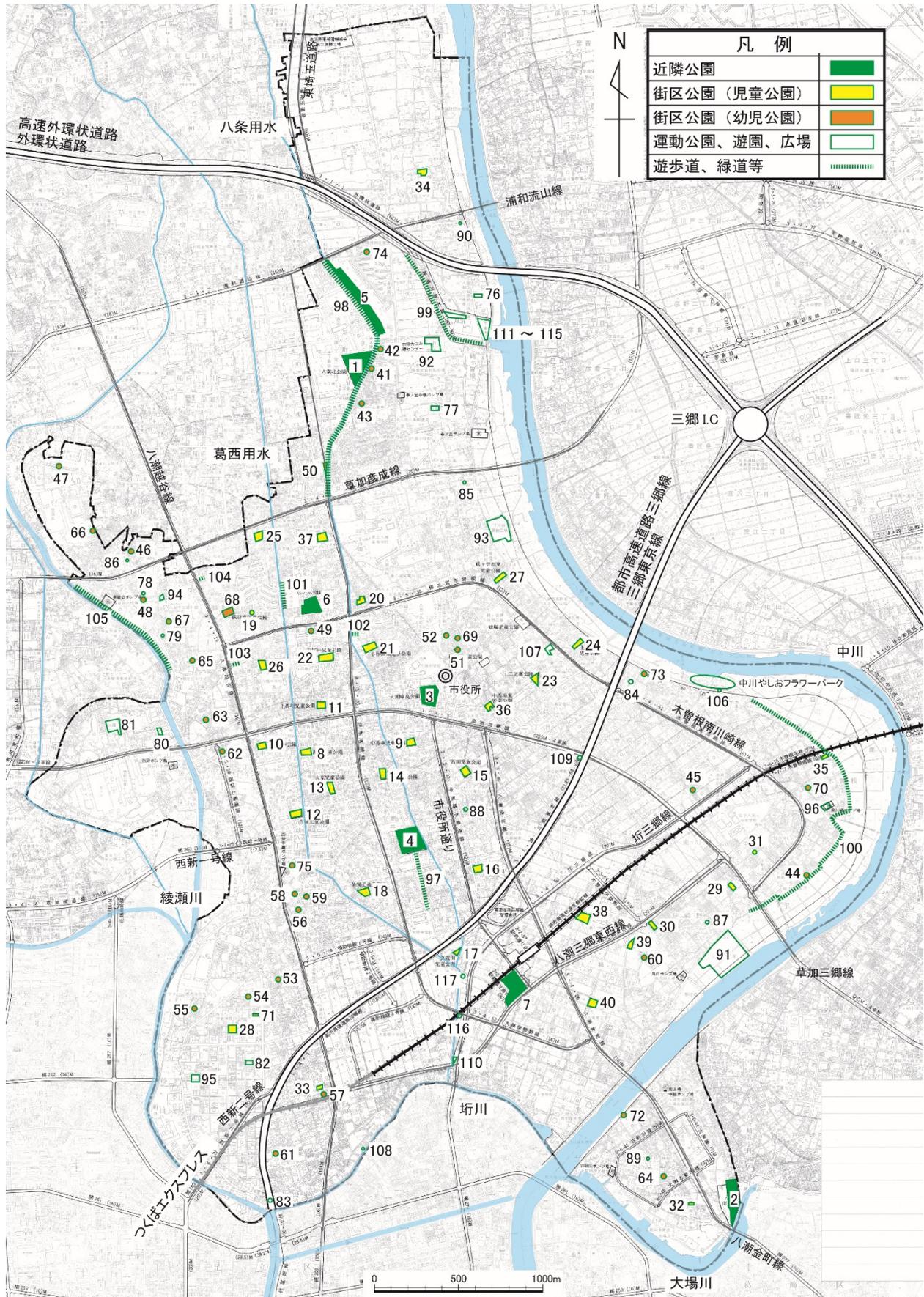
No.	名 称	場 所	面積(m <sup>2</sup> )
97	大原緑道	八潮三丁目 27	2,734.80
98	八条ふれあい緑道	八条	800.98
99	綾瀬川放水路八条さくら提(遊歩道)	八条	8,181.49
100	中川遊歩道	木曽根、二丁目、南川崎、伊勢野	3,780.00
101	どんぐり遊歩道	緑町	644.24
102	香りの小径	緑町	161.04
103	小鳥乃遊歩道	緑町	239.74
104	礫プロムナード	緑町五丁目 13-18	299.55
105	綾瀬川遊歩道	南後谷 965-6~柳之宮 111-1	5,175.11

#### その他

No.	名 称	場 所	面積(m <sup>2</sup> )
106	フラワートイレ	木曽根	—
107	恩田家屋敷林ふるさとの森	二丁目 190	4,437.00
108	平成泉橋	浮塚	—
109	コスモスペース	木曽根	151.15
110	八潮南部西地区 4 号緑地	圻	545.93
111	綾瀬川放水路広場1	鶴ヶ曽根	191.57
112	綾瀬川放水路広場2	鶴ヶ曽根	142.88
113	綾瀬川放水路広場3	鶴ヶ曽根	3,122.88
114	綾瀬川放水路広場4	鶴ヶ曽根	100.80
115	綾瀬川放水路広場5	鶴ヶ曽根	5,376.44
116	八潮南部中央 TX ポケットパーク	八潮市茜町一丁目-6	58.38
117	八潮南部中央1号緑地	八潮市茜町一丁目-9	495.02

合 計			307,081.88
-----	--	--	------------

公園位置図



図内の番号はP.74、75に記載する公園一覧の該当する番号を表記

## 5. 八潮市緑の基本計画策定経過

### (1) 計画の審議・検討経過

開催日	会議等	内容
平成27年 5月29日	第1回 庁内検討調整会議	1) 緑の基本計画改訂について 2) 緑の基本計画検討の視点について 3) これまでの現計画の進捗状況について
6月26日	第1回 市民ワークショップ	緑に関わる現状と課題の検討
7月14日	第2回 庁内検討調整会議	1) 前回会議での確認事項について 2) 緑の現状・課題の分析結果等について
7月30日	第2回 市民ワークショップ	現状と課題を踏まえ、緑の方向性（将来像、方向性）を検討
8月18日	第3回 庁内検討調整会議	1) 将来像・基本方針（案）について 2) 目標指標（案）について 3) 各課別緑に関する施策について
8月27日	第3回 市民ワークショップ	将来像や基本方針を実現するために必要な取組みについて検討
9月3日	まちづくり・景観推進会議	現況、課題、将来像
9月30日	第4回 庁内検討調整会議	1) 目標指標について 2) 緑の配置方針図について 3) 施策について
10月5日	第4回 市民ワークショップ	市民の皆さんが協力してできることを検討
10月27日	第5回 庁内検討調整会議	緑の基本計画（素案） 1) 序章から第4章までの各課の意見確認 2) 第5章の検討
12月22日	まちづくり・景観推進会議	八潮市緑の基本計画について（諮問）
平成28年 1月8日～ 2月8日	パブリックコメント	緑の基本計画（素案）
2月17日	第6回 庁内検討調整会議	1) 素案に対する意見等 2) 緑の基本計画（案）
3月28日	まちづくり・景観推進会議	八潮市緑の基本計画について（答申）

(2) 名簿

■市民ワークショップ参加者

区分	氏名	所属
市民	梅山 有信	公募
	江木 ヒサエ	公募
	大山 浩子	公募
	小澤 俊夫	公募
	小原 里佐	公募
	鈴木 孝一	公募
	土屋 ミツ子	公募
	森下 勲	公募
	柳川 芳隆	公募
事業者等	古庄 正成	商工会
	石塚 恭央	商工会
	大野 ヒロ子	農業委員会
	池淵 勉	川をきれいにする会
	会田 洋司	フラワーメイト
	内田 亜希子	PTA 連合会
オブザーバー	荒井 歩	東京農業大学 地域環境科学部造園科学科 准教授

敬称略（順不同）

■庁内検討調整会議

◎：委員長 ○：副委員長

区分	氏名	職名
委員	◎中村 史朗	都市デザイン部副部長
	本間 尚樹	企画経営課長
	津村 哲郎	長寿介護課長
	有馬 亮祐	スポーツ振興課長
	向 忠義	環境リサイクル課長
	中西 恵一	交通防災課長
	馬場 光隆	市民協働推進課長
	水嶋 清和	農政課長
	遠藤 隆之	道路治水課長
	○石塚 清	都市デザイン課主幹
	横山 俊之	教育総務課長
事務局	山口 雅則	都市デザイン課副課長
	田口 昌央	都市デザイン課係長
	谷池 征俊	都市デザイン課

(順不同)

## 6. 用語の解説

### 【あ行】

#### 屋上緑化

建築物の屋根や屋上に植物を植栽することで、限られたスペースでの緑化の推進や、建築物の断熱性、景観の向上、ヒートアイランド現象対策などを目的にしている。

#### オープンスペース

公園、広場、河川などで建築物等が建っていない土地。

### 【か行】

#### 街区公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として街区の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり0.25haを標準として設置する。

#### 風の道

都市部の気象を緩和するために、自然の風を活用するための空気の通り道のこと。冷涼で清浄な空気の流れは、市街地の温度上昇の抑制や大気浄化機能が期待される。

#### ガーデンコミュニティ制度

農地を活かした緑豊かなまちづくりの推進を図るため、農地の耕作、管理等を農地の所有者及び市民等の参加と協働により行う制度（農作業に必要な技術を習得し「サポーター（援農ボランティア）」、農作業を手伝う）

#### 近隣公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として近隣の居住者の利用を目的とする公園。1箇所当たり2haを標準として配置する。

#### 景観緑三法

「景観法」「景観法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」「都市緑地保全法等の一部を改正する法律」、これらを総称したもの。

#### 景観法

都市、農山漁村などにおける良好な景観の形成を促進し、美しく風格のある国土の形成、うるおいのある豊かな生活環境の創造などの実現を図るため、景観に関する基本理念、国や地方公共団体などの責務を定めるとともに、行為の規制や支援の仕組みなどを定めた法律。

#### 後背湿地

自然堤防の背後にできる水はけの悪い湿地。

#### グラウンドワーク手法

地域で暮らす市民・事業者・行政が協力して身近な環境づくりを進める手法。

例えば、公園等の整備においては、市民は計画づくりや公園づくりに参加し、事業者は公園づくりや必要な資材等を提供し、行政は造成や舗装等の基盤整備を行うなどの協働により、整備費用の軽減を図りながら公園を整備する手法。

## 【さ行】

### 市街化区域

都市計画法第7条で定められている区域区分の一つ。同条第2項により「すでに市街地を形成している区域及びおおむね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域」と定義される。

### 市街化調整区域

都市計画法第7条で定められている区域区分の一つ。同条第3項により「市街化を抑制すべき区域」と定義される。

### 施設緑地

都市公園及び都市公園に準じる機能を有する公共又は民間の施設のこと。例えば、一般的な公園、学校の植栽地や、民間の市民農園・社寺境内地・開放している屋上の緑化空間などが該当する。

### 自然堤防

河道の外側に周囲よりわずかに高くなる砂地の土地。

### 指定管理者制度

公の施設の管理について、地方公共団体の指定を受けた「指定管理者」が管理を行う制度。

### シビックトラスト

市民活動基金のことで、集会やパンフレットで啓蒙活動をしながら、環境保全団体に助言や支援を行う。

### 市民農園

農地を小区画に割り、一般住民に貸し出す農園。都市住民のレクリエーション、児童・生徒の体験学習などさまざまな目的で使用される。

### 住区基幹公園

安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション・休養のためのスペースを確保し、住民の日常的で身近な利用に供するために設置される基幹的な公園。その機能から街区公園・近隣公園・地区公園に区分される。

### 生産緑地地区

面積が500平方メートル以上の市街化区域内の農地で、公害や災害の防止などに効用があり、自治体が指定した公園・緑地等、公共施設などの敷地に適している土地のこと。農林漁業との調整を図りつつ、良好な都市環境の形成を図るために都市計画法・生産緑地法に基づいて指定する。

### 生態系

植物、動物、微生物と、それらを取り巻く大気、水、土壌などの環境とを統合した全体のシステムのこと。

### 生物多様性

地球上のすべての生物の多様性を示す概念であり、種内（遺伝子）の多様性、種間の多様性及び生態系の多様性という3つのレベルで多様性がある。

## 【た行】

### 地域制緑地

一定の土地の区域に対して、良好な自然的環境等の保全を図ることを目的として、法律や条例等により、その土地利用を規制する緑地。河川区域や生産緑地地区、保存樹林地等が該当する。

### 地球温暖化

人の活動によって発生する二酸化炭素、フロン、メタン等の温室効果ガスが、地球から宇宙に放出される熱を吸収し、地球の温度が上昇する現象のこと。

### 地区公園

都市公園法に基づく都市公園の一つで、主として徒歩圏内の居住者の利用を目的とする公園。1箇所あたり4haを標準として配置する。

### 長寿命化計画

地方公共団体等における公園施設の計画的な維持管理の方針や長寿命化対策を定め、公園施設の安全性確保と機能保全を図りつつ、維持管理予算の縮減や平準化を図ることを目的に策定するもの。

### 調整池

宅地開発等に伴って失われた保水機能を補うため、雨水を一時的に貯めて河川への雨水の流出量を調節することにより洪水被害の発生を防止する施設のこと。

### 都市基幹公園

都市を単位として、安全で快適かつ健康的な生活環境及びレクリエーション、休養のためのスペースを確保するために設けられる基幹的な公園。その機能から総合公園と運動公園に区分される。

### 都市計画区域

市の中心市街地を含み、かつ、自然的・社会的条件、人口・土地利用・交通量などの現況・推移を勘案して、一体の都市として総合的に整備、開発、保全する必要がある区域。本市は全域が都市計画区域に指定されている。

### 都市公園

都市公園法に基づき、地方公共団体または国が都市計画区域内に設置する公園または緑地のこと。

### 都市緑地法

良好な都市環境の形成を図るために、緑地の保全及び緑化の推進に関し、必要な事項を定めた法律。

### 土地区画整理事業

土地区画整理法に基づき、都市計画区域内の土地について、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るために行われる土地の区画形質の変更に関する事業。

## 【は行】

### バリアフリー

高齢者や障がいのある方などの社会的弱者が障壁なく設備やシステムを利用できる状態。

### ビオトープ

生物が意味する“Bio”と場所を意味する“Topo”を合成したドイツ語で、野生生物の生息空間を意味する。

### ヒートアイランド現象

都市活動に伴うエネルギー廃熱やコンクリートなどの地表面の状態などによって、都市内の温度が郊外と比べて高くなる現象。

### ふるさとの森

地域のシンボルとなっているなど住民から親しまれている樹林地。「ふるさと埼玉の緑を守り育てる条例」に基づき指定された樹林地であるが、現在は市指定の樹林地。

### ふれあい農園

自家用野菜の栽培等を行えるように、農地を区画し、個人が貸し付ける農園。

### 壁面緑化

建築物の外壁部分をつる性植物などで緑化することで、建築物の断熱性や景観の向上、ヒートアイランド現象対策などを目的にしている。「みどりのカーテン」も含む。

### 包括占用

貴重なオープンスペースである河川敷地において、地元市町村が占用許可を取得したあとに、具体的な利用方法を主体的に決定できることを目的として設けられた制度。

### 防災協力農地

災害時に避難場所の開放が必要と認められる場合、所有者のビニールハウスの施設を避難場所として開放することを目的として協定を結んだ農地。

### 保存樹木等奨励金制度

八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例に基づく制度で、保存樹木、樹林及び生垣を、市が所有者の同意を得て保存指定する。保存指定を受けると所有者に助成金が交付される。

## 【ま行】

### 水辺の楽校

中川の豊かな自然環境を活用し、川遊びをしたり、生きものや植物などを観察したりしながら、机の上では学べない様々なことを楽しみながら学ぶことができる自然体験の場。

### みどりの学校ファーム

学校単位に農園を設置し、心身共に発育段階にある児童・生徒が農作業を通じて、生命や自然、環境や食物などに対する理解を深めるとともに、情操や生きる力を身に付けることをねらいとした仕組み。

### みどりのカーテン

夏の暑いときに日当たりの良い窓の外を、つる性の植物でカーテンのように覆うもの。植物が、建物への日差しをさえぎったり、葉から出る水蒸気で涼しい風を室内に呼び込み、建物や室温の上昇を抑える効果が期待できる。

## 緑の基金

緑化の推進及び緑の保全に要する経費の財源を確保するために、平成 21 年 4 月 1 日に設置された基金。

## 水とみどりのネットワーク

公園・緑地を整備するとともに、本市の貴重な水辺を有効活用し、遊歩道や緑道と公園等の各施設を結び、水と緑の連続した空間や拠点などを形成すること。

## 【や行】

### 八潮市みんなで作る美しいまちづくり条例

市のまちづくりについて、その基本理念を定め、市民等、開発事業者および市の責務等を明らかにするとともに、まちづくりの基本となる事項、市の特性を生かしたまちづくりの仕組み、開発事業に伴う手続等を定めたもの。

## 【ら行】

### 緑被率

市域に点在する樹林地、草地、農地など、植物に覆われた面積の割合。都市計画基礎調査の土地利用現況を参考としつつ、航空写真から樹木等を判読して、面積を算出する。

### 緑地協定

都市緑地法に基づく制度で、都市計画区域内の一定区域、一定区間の土地所有者等全員の合意により、植栽する樹木の種類や場所、垣・さくの構造、有効期間などについて定め市町村長の認可を受ける。

## 【わ行】

### ワークショップ

住民と行政などが対等な立場で意見交換を行い、計画案を作成していく手法の 1 つ。

## 八潮市緑の基本計画

---

平成 28 年 4 月 策定

発行：八潮市

住所：八潮市中央一丁目 2 番地 1

電話：048-996-2111（代表）

編集：都市デザイン部 公園みどり課



Yashio City